

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月31日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5

氏 名 戸田建設株式会社関東支店

執行役員支店長 町田 佳則

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

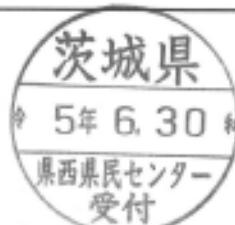
電話番号 048-827-1301

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社関東支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 4,600,000万円
③従業員数	325名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
①現状	各現場においてまず「持ち込まない」運動を展開し、梱包材の簡素化と、企画材のプレカットの取組、代替材の使用等を実施する。また、各作業所とも産業廃棄物排出総量の目標値を設定し、排出量を削減する。 ※手順として環境管理の手引きを使用		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
②計画	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も引き続き、作業所と連携し目標値の管理に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別の徹底、リサイクル品として中間処理施設へ排出。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 定期的に作業所会議などで教育を実施している。 作業所においても産廃処理業者を呼び、職人たちへの分別指導教育を実施している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定している。 また、定期的に施設見学を実施し、処分場も現地確認を行っている。			

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も引き続き適正な処理業者の選定と現地確認を行っていく。			
※事務処理欄			

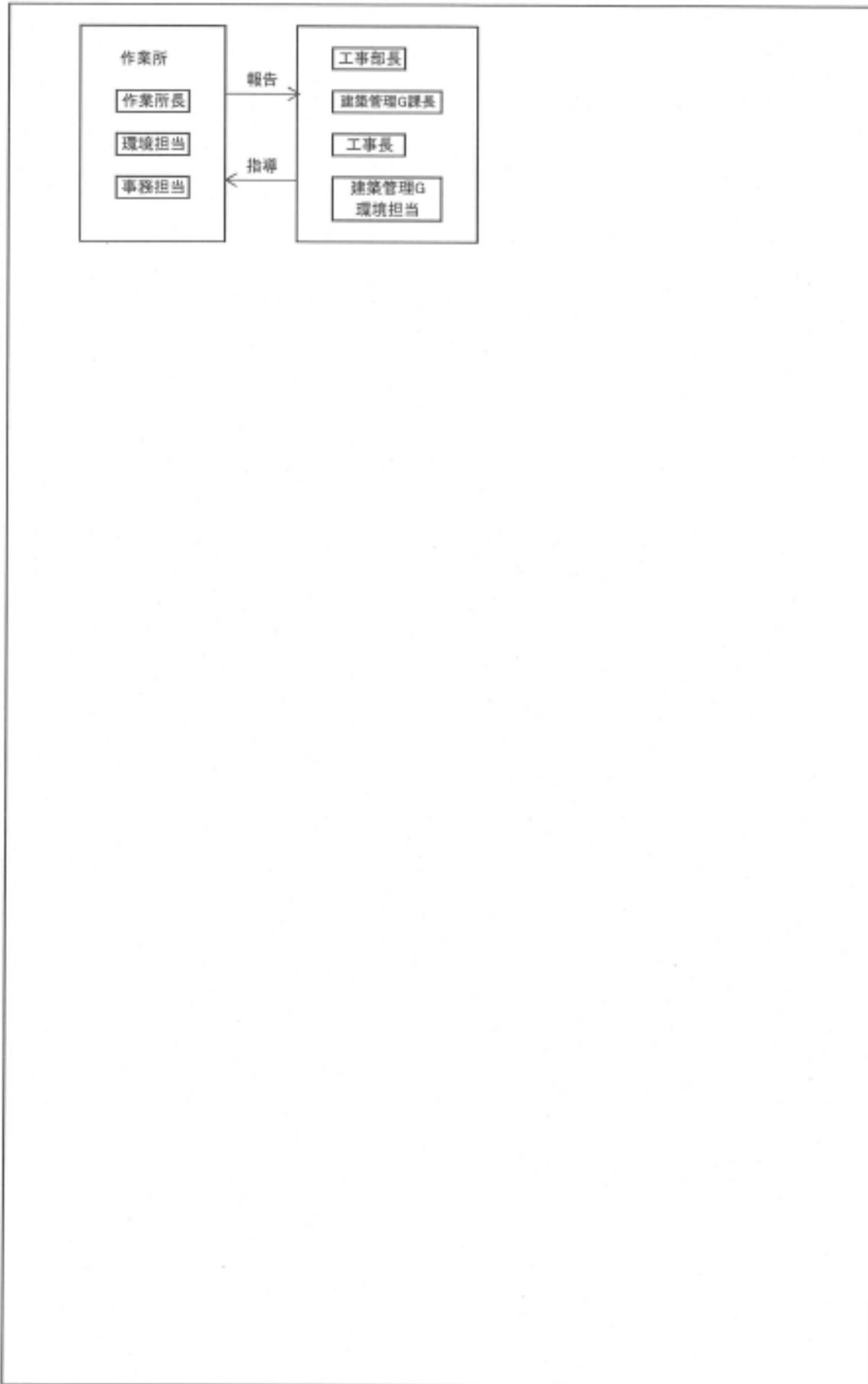
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

がれき類・コンクリート塊 → 破碎 → 再生碎石として再生利用（委託）
金属・廃アリ → 破碎・圧縮梱包・減容 → 代替燃料、再生原料として再生利用（委託）
石膏カルト → 破碎・粉碎・焼却 → 石膏カルト原料、発電原料として再生利用（委託）
木くず → 破碎 → 代替燃料・堆肥原料として再生利用（委託）
混合廃棄物 → 破碎・圧縮梱包 → 埋立（委託）
紙くず・繊維くず → 焼却 → 代替燃料として再生利用（委託）

別添2 管理体制図



宣統府庫務司理計處事務司員缺補

现状：前年度(令和4年度)実績量

附錄